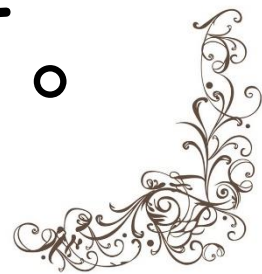




## 新婚世帯の新生活を応援します。



～令和4年1月1日から令和5年3月31日までに結婚された方対象～

### <補助金額>

1世帯あたり上限30万円

※夫婦共に29歳以下で、

2世代同居（新婚世帯とその親）する場合は30万円加算し、

上限60万円



### <補助対象経費>

令和4年1月1日から令和5年3月31日までに支払った経費

- ・住宅購入費
- ・賃借に係る費用（家賃、敷金、礼金など）
- ・引越し費用（引越し業者または運送業者に支払った費用）
- ・リフォーム費用（修繕、増築、改築、設備更新など）

※上記対象経費については、国、県または市の他の制度による補助を受けていないものであること。

### <補助対象世帯> 下記の全てを満たす世帯

- ・申請に係る住宅の住所が「**守山市内**」となる新婚世帯
- ・結婚を機に、**新たに住宅を購入、賃借、またはリフォーム**した世帯
- ・**令和4年1月1日から令和5年3月31日までに婚姻届を提出し、受理**されている世帯
- ・婚姻日において、年齢が「**夫婦ともに39歳以下**」である世帯
- ・所得証明書をもとに、令和3年分の**夫婦の合計所得金額を合算した金額が、「400万円未満」**の世帯  
（令和4年5月31日までに婚姻届が受理された場合は、令和2年分の合計所得金額）
- ・この補助金の交付を受けたことがない世帯
- ・市税等の滞納がない世帯

※予算に達し次第受付終了

【申請・問い合わせ先】 守山市総合政策部企画政策課 TEL：077-582-1162

↓詳細は市HPへ

